

**令和5年度**



**社会福祉法人 恵福社会**

**つぼみ子どもクラブ・第2 つぼみ子どもクラブ**

**利用案内&しおり**

**豊見城市字嘉数 8 番地**

**☎ 098-996-4600**

## 放課後児童クラブへのご案内

放課後児童クラブは、小学校及び盲・ろう・養護学校に就学している児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、授業の終了した放課後、及び春・夏・秋・冬休み・土曜日などの学校休業日、放課後児童クラブにおいて家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことにより、その児童の健全な育成を図ることを目的とするとともに、仕事と子育ての両立支援を図る施設です。

### つぼみ・第2つぼみ子どもクラブは

子どもたちが安心して「ただいま～」と帰ってきたとき「お帰りなさい」の声で“ホット”できるものです。一人一人を大切に、異年齢の中で豊かな生活体験を通し健康な心と体を育て楽しく過ごせるクラブ。そんな雰囲気の中で、友達と楽しく遊び・勉強し・語らい・自分を表現できる場、生き活きと過ごせる「もう一つの家」となれたらいいなと思っています。

### 対象児童入所できる要件

児童福祉法第6条の3に基づき、保護者が労働・疾病・介護等により昼間家庭にいない小学校及び盲・ろう・特別支援学校小学部に通う1年生～6年生までの次のいずれかに該当する児童です。

- (1) 保護者が昼間に居宅外で働いている場合
- (2) 保護者が昼間に居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合
- (3) 母親が妊娠中又は出産後間もない場合（出産予定月とその前後2か月）
- (4) 保護者が疾病、負傷又は心身の障害を有している場合
- (5) 親族に疾病、負傷又は心身に障害のある人がいるため、保護者が長期にわたり 看護・介護にあたっている場合
- (6) 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (7) 前各号に類する状態にあると施設長が認める場合

※上記要件に該当しなくなった場合は、退所となりますので、予めご了承ください。

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 入所期間 | 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで            |
| 申込期間 | 令和4年12月1日 から 令和4年12月28日まで          |
| 決定通知 | 書類審査後、令和4年1月中旬を予定、各家庭宛に通知書を発送致します。 |

## 入所の取り消しについて

※事実と異なる証明書を提出された場合や入所の要件を満たさない事が判明したとき

※児童が集団生活に適さない、事業の運営上支障がある。また当クラブの同意書に同意できない場合等（入所後であっても退所して頂くことがあります）

※新年度の更新の際に、新規児童の入所点数より在籍児童の点数が低い場合は退所して頂きます。  
（1月に新規児童の入所点数が分かりますので、その時点で点数が低い保護者に連絡させていただきます。その後3月31日付けで退所となりますのでご理解下さい。）

## 申込みに必要な書類

- ① 放課後児童クラブ入所申込書
- ② 就労証明書（コピー可）
- ③ 生活保護受給証明書（生活保護世帯のみ）
- ④ 児童扶養手当証書又は豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金受給者資格者証（単親世帯）
- ⑤ 住民票謄本（本児を除き、未就学児3名以上の世帯のみ）

※お子さまの保育ができないことを証明するもの（下表 1～5）

（65歳未満の祖父母と同居している場合も証明書類が必要です。）

|   |                     |                   |
|---|---------------------|-------------------|
| 1 | 保護者が外勤・自営業・農業・内職の場合 | 保護者の就労証明書         |
| 2 | 母親が出産の場合            | 母子手帳の写し           |
| 3 | 保護者が疾病等の場合          | 診断書・身体障害者手帳等      |
| 4 | 親族の看護・介護の場合         | 診断書・身体障害者手帳・療育手帳等 |
| 5 | 就労するために就学する場合       | 在学証明書・身分証明書等      |

- ⑥ 児童が障がい者と認定されている場合は事前に障がい者手帳等を提出して頂き、面談を行い入所の可否を検討致します。

## 入所決定後に必要な書類

- ① 児童票
- ② 各種同意書（重要事項説明・個人情報）
- ③ 口座振替依頼書
- ④ 送迎者登録
- ⑤ 習い事誓約書（習い事先が学童でお迎えする場合のみ）

## 家庭状況が変わった場合

転居、就労先の変更やその他の事由により家庭状況が変わった場合は、すみやかに放課後児童クラブに連絡の上、入所申込事項変更届とその内容を証明する書類（就労証明書等）を放課後児童クラブに必ず提出して下さい。

## 退所する場合

退所する場合は、前月の15日までに退所届を放課後児童クラブに提出して下さい。提出がない場合は、利用料金がかかりますのでご注意下さい。

**開所時間**    <<月～金>> 下校時刻 ～ 午後 18 時 30 分  
                   ※長期休暇・振替休日等は午前 7 時 30 分 ～ 午後 18 時 30 分  
                   <<土曜日>> 午前 7 時 30 分 ～ 午後 18 時 00 分

**延長保育**    <<月～金>> 午後 18 時 30 分 ～ 午後 19 時 00 分迄    料金 30 分 (¥100)  
                   ※土曜日の延長保育はありません

**休 日**        日曜日・祝祭日・慰霊の日 (6/23)・年末年始 (12/29～1/3 まで)  
                   災害、感染症等で小学校の臨時休校の日  
                   管理者が必要と定めた日・その他休所を必要とする日

**保育料**        ★入所料 ¥5,000    ★児童傷害賠償保険料 (年間) ¥1,000

|        | 保育料    | 送迎費    | 管理諸費 | おやつ    | 振込手数料 | 合計      |
|--------|--------|--------|------|--------|-------|---------|
| 1～6 年生 | ¥8,000 | ¥1,000 | ¥500 | ¥1,500 | ¥110  | ¥11,110 |

|       | 学年始 4 月 | 夏季 7/8 月 | 冬季 12/1 月 | 学年末 3 月 |
|-------|---------|----------|-----------|---------|
| 加算保育料 | ¥1,000  | ¥5,000   | ¥2,000    | ¥1,000  |

- ① 月謝は毎月 17 日に引落としとなります。口座振替用紙を放課後児童クラブに提出して下さい。  
 ※残高不足により引落としが出来なかった場合は振り込みをお願いします。その際の手数料も負担になります。
- ② 生活保護世帯は生活保護受給証明書を提出して頂き、保育料から (¥4,000) を減額致します。
- ③ 単親世帯は児童扶養手当証書又は豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金受給者資格者証を提出して頂き、保育料から (¥4,000) を減額致します。※提出のない方は減額対象外となります。
- ④ 入所児童が 2 人以上いる世帯は 1 人あたり保育料から (¥4,000) を減額致します。  
 ※②・③・④の減額の併用は出来ません。
- ⑤ 夏休みや病気・怪我 (診断書提出) で長期間休所する際は、在籍料 (¥5,000) を徴収させて頂きます。
- ⑥ 別途で、行事費 (宿泊学習・社会見学・製作費・クッキング等) を徴収致します。
- ⑦ 送迎費・管理諸費・入所料の余剰金は積立金 (修繕費・人件費・備品等) として繰越致します。
- ⑧ 長期休暇期間のケータリングは「なかよし給食」に委託しています。  
 ※1 食 330 円+税 (アレルギー対応食は 1 食 360 円+税)

## 保護者への協力願い

- 放課後児童クラブをお休みする時は、下校前までには必ず連絡下さい。  
(連絡がなく下校した時等は、こちらより確認の連絡を差し上げますがその後の対応は保護者の方でお願い致します。)
- 学校での個別補習（居残り）については、保護者が送迎可能な場合以外にご遠慮下さるよう学校側と話しをして下さい。※学童での送迎は出来ません。  
学童は下校時刻に合わせて送迎を行なっています。前日の宿題が終わっていない、授業中に終わらせるべきものが終わっていない等の理由で残る場合は送迎対応しかねます。保護者の方でお迎えして下さい。
- 宿題に取り組む時間を設けていますが、終わることが出来ない場合もあります。  
必ずご家庭で確認して下さい。
- お迎えが送迎登録者以外になる時は必ず連絡下さい。確認が取れるまでお引き渡し出来ません。  
また、未成年者の方（兄や姉など）のお迎えは誓約書の提出が必要となります。
- 連絡先（職場・携帯）の番号が変更したときは、必ずお伝え下さい。
- 習い事への送迎は保護者の方でお願いします。児童のみで行くことは出来ません。
- 保護者へのお知らせ等はキッズリーにて配信致します。必ずご確認下さい。
- 学習に関係のないもの（おもちゃ・シール等）は学童に持ってきてはいけません。  
トラブルの原因となります。  
あげた、もらってない、返して、壊れた、無くした…等、トラブルに繋がります。
- 遊びの中で子ども同士のケンカやケガをすることがあります。ご理解・ご協力下さい。  
異年齢の集団で過ごす学童では、子ども同士のケンカやトラブルは起こります。子ども同士で解決できるよう努めるが、保護者の協力が必要な場合もあります。また、大ケガに繋がらないよう配慮しているが、遊びにケガはつきものです。  
お友達とのトラブルが絶えず、保育に支障が出る場合など、学童でお預かりできなくなる場合があります。
- 朝から登所する際には、必ず担任に引き継ぎをして下さい。  
土曜日・長期休暇期間・学校代休日は午前9:00までに登所しましょう。
- 土曜日は、お弁当・おやつ（スナック菓子以外のもの）持参での預かりとなります。  
学校行事の振替休日は、お弁当のみご持参下さい。

●夏休みの補習を受けさせる方は、事前に職員まで連絡して下さい。

●台風発生の場合は、情報（ラジオ・テレビ他）にご注意下さい。暴風警報が発令された場合はお休みとなります。（別紙詳細添付）

※小学校登校後、特別・暴風警報が発令された場合は保護者の方で学校へお迎えをお願いします。

※小学校登校後、学校独自の判断で休校になった場合は学童クラブがお迎えを行います。

## 病気・伝染性疾患等について

●投薬等は出来かねますのでご了承下さい。（各児童での自己管理です。）

●シラミの時の対応（別紙詳細添付）駆除を確認してからの受入れになります。

●伝染病に罹患した際は、医師の意見書の提出をお願い致します。（別紙詳細添付）  
（学級閉鎖になった際は罹患していなくても家庭保育をお願い致します。）

## 個人情報保護についてのお願い

●施設内及び主催行事におきまして、撮影されました児童に関わる画像・動画については、個人的に楽しんで頂くためのものであり、不特定多数の閲覧の可能性のある媒体（インターネット等）への掲載・販売等は禁止させていただきます。

●保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために必要最低限の範囲内において使用します。

1. 小学校との連携が図れるよう、他の施設との間で情報を共有すること。
2. 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

## キッズリーについて

メールアドレス（ログイン ID やパスワード）を忘れた又は、ログインが出来ない等の操作に関することは、運営会社ユニファ（株）へ保護者自身が直接問い合わせして下さい。機種変更によりメールアドレスが変更になった場合、前のアドレスでログインしてからメールアドレスの変更をお願いします。

※手順①ログイン出来る携帯端末からキッズリーに問い合わせ

- ① ホーム画面の右下にある「・・・」
- ② 設定
- ③ お問い合わせ

※手順②PC インターネットから問い合わせ

- ① 「キッズリー問い合わせ」で検索

※お問い合わせの際は下記の内容が必要になる場合があります。（“つぼみ保育園“で登録されています。）

- ① 園名→つぼみ保育園
- ② クラス→つぼみ子どもクラブ or 第2つぼみ子どもクラブ(お子さまのクラス)
- ③ 児童氏名
- ④ 保護者氏名

<医師用>

|   |  |
|---|--|
| <p style="margin: 0;">意見書</p> <p style="margin: 0;">つぼみ子どもクラブ<br/>第2つぼみ子どもクラブ 施設長殿</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">入所児童名 _____</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">病名 「 _____ 」</p> <p style="margin: 0;">年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="margin: 0;">医療機関 _____</p> <p style="margin: 0;">医師名 _____ 印 _____</p> |  |
|---|--|

学童クラブは、集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での生活が可能な状態となつてからの登所であるようご配慮ください。

◎ 医師が記入した意見書が望ましい感染症

| 感染症名                        | 感染しやすい期間                             | 登所のめやす   |
|-----------------------------|--------------------------------------|--|
| 麻疹（はしか）                     | 発症1日前から発疹出現後の4日後まで                   | 解熱後3日を経過してから   |
| インフルエンザ                     | 症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い） | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで                               |
| 風疹                          | 発疹出現の前7日から後7日間くらい                    | 発しんが消失してから   |
| 水痘（水ぼうそう）                   | 発疹出現1～2日前から痂皮形成まで                    | すべての発しんが痂皮化してから  |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）             | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日                      | 耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで              |
| 結核                          |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 咽頭結膜熱（プール熱）                 | 発熱、充血等症状が出現した数日間                     | 主な症状が消え2日経過してから  |
| 流行性角結膜炎                     | 充血・目やに等症状が出現した数日間                    | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから                                   |
| 百日咳                         | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで           | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正が抗菌性物質製剤による治療を終了するまで                    |
| 腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等） |                                      | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| 急性出血性結膜炎                    | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |
| 髄膜炎菌性髄膜炎                    |                                      | 医師により感染の恐れがないと認めるまで  |

<保護者用>

登所の際には、下記の登所届の提出をお願いいたします。

(なお、登所のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| <b>登 所 届 (保護者記入)</b>                  |                      |
| つぼみ子どもクラブ<br>第2つぼみ子どもクラブ施設長殿          |                      |
| 入所児童名                                 | _____                |
| 病 名 「                                 | _____」 と診断され、        |
| 年 月 日                                 | 医療機関名 「 _____ 」 において |
| 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登所いたします。 |                      |
| 保護者名                                  | _____ 印 _____        |

学童クラブは、集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

下記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登所届の提出をお願いします。なお、学童クラブでの集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

◎ 医師の診断を受け、保護者が記入する登所届が望ましい感染症

| 病 名                       | 感染しやすい期間   | 登所のめやす                         |
|---------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症                    | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間                              | 抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること        |
| マイコプラズマ肺炎                 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間                              | 発熱や激しい咳が治まっていること               |
| 手足口病                      | 手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間          | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (リンゴ病)              | 発疹出現前の1週間  | 全身状態が良いこと                      |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが、数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること      |
| ヘルパンギーナ                   | 急性期の数日間 (便の中に1ヵ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)              | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RS ウイルス感染症                | 呼吸器症状のある間  | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと            |
| クループ症候群                   |  | 咳の症状が消失し、全身状態が良いこと             |
| 帯状疱疹                      | 水疱を形成している間   | 全ての発疹が痂皮化してから                  |
| 突発性発疹                     |  | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと              |

## 診断書（証明書）

患者氏名： \_\_\_\_\_ 生年月日：平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所： \_\_\_\_\_

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

臨床診断

|       |      |   |   |    |
|-------|------|---|---|----|
| 簡易キット | 使用無し | A | B | 陰性 |
|-------|------|---|---|----|

症状出現日： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

診断日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名： \_\_\_\_\_

医師氏名： \_\_\_\_\_ 印

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項によると、インフルエンザによる出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで」とされています。学校や保育園等では必要に応じて下記様式をご利用下さい。

|     |     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日  | 金曜日 | 土曜日 |
|     | 解熱  |     |     | 登所可能 |     |     |

※解熱とは、午前・午後の検温で両方とも 36 度台になった日のこと。

### 保護者記入欄

下記のとおり、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

| 体温測定月日                     | 測定時間：体温          | 測定時間：体温          |                  |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 必<br>ず<br>休<br>む<br>期<br>間 | 発症日    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
|                            | 1日目    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
|                            | 2日目    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
|                            | 3日目    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
|                            | 4日目    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
|                            | 5日目    月    日    | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |
| 6日目    月    日              | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |                  |
| 7日目    月    日              | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |                  |
| 8日目    月    日              | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |                  |
| 9日目    月    日              | 午前   時   分：    度 | 午後   時   分：    度 |                  |

(発熱期間が長く、解熱 2 日が記録できない場合は、裏面、あるいは別の記録用紙を添付するなどしてください。)

年    月    日

児童名： \_\_\_\_\_

保護者名： \_\_\_\_\_

印

<学童用>

## シラミの時の対応について

学童でシラミが見つかった場合、保護者へ電話連絡致しますので速やかにお迎えをお願いします。

### ◎駆除方法

薬局にてスミスリンシャンプーを購入し、表示されている用法・用量に従って洗髪を行ってください。成虫・幼虫を駆除することができます。その後ドライヤー等で髪を乾かし、頭髪に残っている卵・抜け殻を専用クシを使って除去しましょう。抜け殻も含めて全て除去していなければ、駆除終了とはなりません。専用クシでも除去できないものは、手で1つ1つ丁寧に取り除いてください。他児への感染防止のため、ご協力お願い致します。



### ◎駆除終了後

再度登校前に頭髪確認をして頂き、その旨を学童へ電話連絡お願い致します。送迎時に職員が頭髪の確認を行い、駆除終了が認められた場合のみ通常通りの受け入れとなります。卵・抜け殻等が1つでも見受けられる場合は、保護者へお迎えをお願いします。

駆除終了後も、しばらくは頭髪の観察を引き続き行ってください。

### ◎感染予防の対策として

衣類・布団・タオル等は60度以上を保ったお湯に5分間以上浸けた後、通常通り洗濯をします。洗ったものは日光に当てて干す、または乾燥機を使って熱風乾燥を行いましょう。アイロンをかけるのも効果的です。室内は燻煙剤等を使用する必要はありませんが、掃除機をまめにかけましょう。

保護者各位

社会福祉法人恵福社会  
理事長 赤嶺 恵子  
〈公印省略〉

## 台風時における開園・閉園のお取り扱いについて

つぼみ子どもクラブ・第2つぼみ子どもクラブにおける台風来襲時の開園・閉園の決定については、豊見城市災害警戒・対策本部の指示を受けるとともに気象庁の発表する「暴風(特別)警報」をもとにその勢力、進路速度等を踏まえ、概ね次のとおりとなります。

### ●警報解除後の対応

| 学校の対応   | 学童クラブの対応                                |
|---|---|
| ◇午前6時以前に暴風警報解除<br>通常通り登校、<br>給食の献立の変更又は、停電による給食が提供できない場合があります。  | ◆通常通り開所（お迎え有）                           |
| ◇午前6時～7時までに暴風警報解除<br>午前8:30までに登降<br>午前中授業1～4校時の時間割<br>4校時終了後下校（午後12:10分頃）長嶺<br>4校時終了後下校（午後12:30分頃）とよみ | ◆通常通り開所ですが、 <b>お弁当持参</b> をお願いします。（お迎え有） |
| ◇午前7時以降に暴風警報解除<br>引き続き臨時休校  | ◆暴風警報解除後1時間後に開所<br>します。                 |
| ※春夏秋冬休み期間中、午後3時迄に、暴風警報が解除された場合、解除1時間後から受け入れを致します。   |   |

※小学校登校後、特別・暴風警報が発令された場合は保護者の方で学校へお迎えをお願いします。

※小学校登校後、学校独自の判断で休校になった場合は、学童クラブがお迎えを行います。

※登所後に、特別・暴風警報が発令された場合は、保護者は1時間以内をめどにお迎えをお願いします。